

平成 25 年第 3 回更別村議会定例会会議録(2 日目)

平成 25 年 9 月 12 日

1. 出席及び欠席の議員は別表 1 のとおりである。
2. 会議事件は別表 2 のとおりである。
3. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席したものは別表 3 のとおりである。
4. 本会議の書記は下記の者である。

事務局長 末田 晃啓 書記 佐藤 敬貴
書記 佐藤ちはる

	議 事
議 長	ただいまの出席議員は、8 名であります。 定足数に達しております。 これよりただちに本日の会議を開きます。 <p style="text-align: right;">(10 時 00 分)</p>
議 長	本日の議事日程は、あらかじめお手もとに配布したとおりであります。 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により議長において、6 番 堂場さん、7 番本多さんを指名いたします。 それでは、会議をはじめます。
議 長	日程第 2、認定第 1 号、平成 24 年度更別村一般会計歳入歳出決算認定 の件から、日程第 7、認定第 6 号、平成 24 年度更別村公共下水道事業特 別会計歳入歳出決算認定の件までの 6 件を一括議題といたします。 昨日に引き続き、審議を続けます。 一般会計歳入決算について、歳出と同じように進めます。 7 ページ、款 1 村税に入ります。 補足説明を求めます。
総務課長	吉本総務課長 歳入の補足説明をさせていただきます。 合わせて平成 24 年度各会計決算資料 3 ページもご参照下さい。 款 1 村税、項 1 村民税、予算現額 225,132 千円、調定額 231,290,660 円に対し、収入済額 227,490,133 円、不納欠損額 507,200 円、収入未済額 3,293,327 円、徴収率は 98.35%となっております。目 1、個人、節の現 年課税分 205,679,231 円の収入済額ですが、前年度比較で 3,600 千円程増 となっております。子ども手当の支給対象者につきましては、法定控除 となります年収控除の廃止によるものが主な要因となっております。節 2 滞納繰越分の収入済額は 359,402 円で、収納率は 11.16%となっていま す。不納欠損額 507,200 円につきましては、11 名の納税者の合計額とな っていますが、このうち 10 名は外国人で 8 名は自国への帰国が確認され

ています。また、不納欠損としました法的理由としまして、11名中5名については、地方税法第48条により北海道へ徴収引き継ぎを行ったものの、徴収は不可能として返却され、その他、帰国した外国人とともに、その所在及び滞納処分が出来る財産がともに不明で、滞納処分の執行を停止し、これが3年間継続したことにより納税義務が消滅するとされる地方税法第15条の7第4項及び地方税の徴収権を法定納期限の翌日から起算して5年間行使しないことによって時効により消滅するとされる同法第18条第1号の規定により、納税義務が消滅したものであります。なお、滞納者に対しましては、催告納税指導等を行い、その収納に努めているところでございます。目2法人、節1現年課税分は66法人の申告納付分でございます。収納率100%でございます。節2滞納繰越分の収納未済額307,900円は、1法人となっております。当該法人の代表は、個人住民税においても未納金があり、年金収入からの徴収金を個人住民税にあてていますことから今年度の納入はありませんでした。目2固定資産税、予算現額236,078千円、調定額241,346,310円に対し、収入済額236,667,020円、収入未済額4,679,290円で、徴収率は98.06%となっております。目1固定資産税の節1現年課税分で、収入済額236,183,020円でございますけれども、前年度収入済額と比較しまして、16,700千円程減となっております。評価外による影響が主なものでございます。収入未済額は8件、492,600円で収納率は99.79%でございます。節2滞納繰越分の収入未済額48件で、4,186,690円、収納率は4.77%となっております。なお、滞納者に対しましては催告納税指導を行い、その指導に努めているところでございます。目2国有資産等所在地市町村交付金及び納付金は、村内に有する国及び道の保有資産に係る固定資産税相当分が交付金として収納されております。国有林573ヘクタールと更別農業高等学校の資産分となっております。項3軽自動車税、予算現額7,743千円、調定額8,092千円に対し、収入済額7,988,200円、収入未済額103,800円、収納率は98.72%となっております。節1現年課税分では7件、27,200円、節2滞納繰越分では16件、76,600円が収入未済額となっております。引き続き、納税を促すなど収納に努めているところでございます。項4たばこ税、予算現額20,600千円、調定額20,809,319円、収入済額同額で収納率100%となっております。

以上で村税の補足説明を終わります。

議長

説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

6番 堂場さん

6番堂場議員

今の説明をいただいて、欠損の件なのですが、外国人というようなことで色々説明を受けて、ある程度納得するところもあります。けれども年間50万円、ちょっと見ても5年間ずっと毎年、税金の欠損額というのが生じています。前年も23年度も50万円以上あります。また24年も50万円以上と、色々今の説明のとおり理由はあろうと思っておりますけれども、税金は

国民、住民にとって納める義務があるのです。また、徴収する義務があるということから、真面目に収めている人から見ると公平さも欠けるし、そういうことで一般的に住民が50万円から2年も続けて税金の欠損額を出しているということにはすごく不安を持ちます。それで今、中身の説明を聞いた中で、外国人であって、徴収出来なかったという理由は色々わかる場所もありますけれども、その中でこの11名の507,200円の徴収方法はどのような方法でやっていたか、ちょっと説明して下さい。

議長
住民生活課長

荻原住民生活課長

お答えしたいと思います。

徴収方法ということなのですが、滞納が続いた段階で、本人に担当としては督促状を出す、その後、それに応じられない場合は催告をして欠損がないように進めていくということだったので、その督促状を送っても、また返ってきてしまう、戻ってきてしまうという状況が続いております。その状況が続いた場合に、すぐに道の方にも連絡いたしまして、道からもそういう形で督促を行うというようことなのですが、道の方も中々そういう相手の方に督促状が届かないというような状況の中で、相手の所在がなかなかつかめないということになっております。村としても、相手の転出先を色々調べているのですが、なかなかつかめない状況が続いて、このような形の不能欠損になったというようなことでございます。

議長
6番堂場議員

6番 堂場さん

理由は色々納得しなければならない部分もあるのですが、真面目に働いてきちんと収めている人から見ると、その収める方法、納入方法もあると思うのです。おそらくこの外国人だって更別村に来て働いていたと思うのです。そうすると、働いている賃金の中から振込方法、一般的に自動と言いますか振り込み、本人が直々に払いに来なくても振り込みするというような方法も取れると思うのですよね。これ前年度も57万円もあるのです。これもそういうような形だったと思うので、やっぱりそのような方法、納入方法も検討していただきたい。今後このようなことのないように、やっぱり住民から見ると説明を受ければ納得する場所もありますけれども、この書類を見ただけで毎年50万円以上の税金を欠損しているということはちょっと問題かなと思うのでその辺よろしくお願いします。

議長
住民生活課長

荻原住民生活課長

きちんと納税していただいている村民の方の不公平感が出ないように担当としても随時努力しているところでございます。今、色々意見いただきました部分は担当としても重く受け止めまして、収納率アップにつなげていきたいというふうに思います。

議長
6番堂場議員

6番 堂場さん

収入未済額も見ますと年々増えているのです。村民税も、5年程見ますと毎年3,000千円以上の未納がある。固定資産税においても5年先を見ま

すとの大きな問題もあったので、それは別にして、この2年を見ても、23年度は12万円程度、それから今年度は23年度から見ると28万円程度、毎年増えているのです。これもちょっと問題かなと思うのです。先程も言ったように、税金は収めるのが義務だし取るのが義務だと思いますので、先程の説明もありましたけれども、公平さに欠くというような点から、これはやっぱり少なく、増えるのではなくて減らしていくというような努力、そしてその徴収方法の改善を検討していただきたいと思います。その辺ちょっとお願いします。

議長
住民生活課長

荻原住民生活課長

収入未済額で増えている分でございますけれども、固定された高額滞納者がおりまして、その者が税の徴収の中で3年間の追徴が発覚いたしまして、その関係で3年分の滞納額がちょっと増えたということで大きく増えた部分がございます。合わせまして収入未済額になっております滞納者につきましては、きちんと財産調査をしまして、例えばその口座の差押えですとか、そういうような形で対応してきております。今後もそのような形で滞納額が増えないように財産の調査をいたしまして、徴収に努めてまいりたいというふうに思います。

議長
6番堂場議員

6番 堂場さん

よろしくをお願いします。

それとここで滞納者の1番長く滞納している年月はどの位なのですか。滞納者の収納率についても合わせて教えて下さい。

議長

そのことについては後程、答弁をもらうことといたします。

その他にありませんか。

(ありませんの声あり)

議長

7ページ、款2地方贈与税から、9ページ、款8地方特例交付金までの質疑に入ります。

補足説明を求めます。

吉本総務課長

総務課長

補足説明をさせていただきます。

款2地方贈与税、項1地方揮発油贈与税、予算現額45,544千円、調定額44,643千円、収入済額、同額でございます。地方揮発油税法に基づき、その収入相当額の100分の42を市町村の道路延長、道路面積で按分して交付されているものでございます。なお、揮発油税は石油製造所から出荷される時に、その数量に対して課税されております。項2自動車重量譲与税、予算現額104,140千円、調定額105,469千円、収入済額、同額でございます。自動車重量譲与税法第1条の税収入額の3分の1相当額を市町村の道路延長、道路面積で按分して交付されるものでございます。前年度と比較しまして10,610千円の減となっております。車検時等におきまして納入する自動車重量税が原資でございますが、エコカー普及による減税、それと東北3件の津波被害により自動車の流出等が影響しているものと

思われます。9、10 ページをお開き下さい。項3 地方道路譲与税、平成21 年度において、道路特定財源の一般財源化が行われ、先程説明しました項1 地方揮発油贈与税に変わったため、当初予算には計上していませんでしたが207 円の収入がございました。款3 利子割交付金、項1 利子割交付金、予算現額1,482 千円、調定額1,320 千円、収入済額、同額でございます。この財源は預貯金に対する利子税20%のうち5%相当額から都道府県間の調整を行い、5分の3に相当する額を都道府県内の市町村に交付されるものでございます。款4 配当割交付金、項1 配当割交付金、予算現額353 千円、調定額575 千円、収入済額、同額でございます。平成16 年度から地方税法の改正により、地方財政対策として、道民税の配当割として交付されるものでございます。款5 株式等譲渡所得割交付金、項1 株式等譲渡所得割交付金、予算現額136 千円、調定額162 千円で収入済額、同額でございます。この交付金につきましては、平成16 年度から道民税の株式等譲渡所得割として交付されるものでございます。款6 地方消費税交付金、項1 地方消費税交付金、予算現額30,635 千円、調定額30,635 千円、収入済額、同額でございます。これにつきましては、消費税5%のうち、地方消費税1%相当額について、2分の1が都道府県に残り2分の1が市町村の人口、事業所等の従業員数により按分し交付されるものでございます。款7 自動車取得税交付金、項1 自動車取得税交付金、予算現額29,323 千円、調定額31,958 千円で収入済額、同額でございます。自動車取得税相当額に政令で定める率を乗じて得た額の10分の7を市区町村に、10分の3を政令指定都市に、それぞれの道路延長及び道路面積に按分して交付されるものでございます。前年度と比較しまして5,168 千円の増となっております。国内販売が少し持ち直したものと思われます。款8 地方特例交付金、項1 地方特例交付金、予算現額963 千円、調定額、収入済額、同額でございます。恒久的な減税に伴う地方税の収入の一部を補てんするため、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除に伴う減収補てん策等として交付されるものでございます。なお、前年度まで交付されていた児童手当の制度拡充に伴う地方負担の増加をカバーする児童手当特例交付金と自動車取得税減収補てん特例交付金は完全廃止となり、前年度比較で13,871 千円減となっております。

以上で補足説明を終わります。

議 長

説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議 長

11 ページ、款9 地方交付税及び款10 交通安全対策特別交付金に入ります。

補足説明を求めます。

吉本総務課長

総務課長

款9 地方交付税、項1 地方交付税、予算現額2,318,116 千円、調定額

2,350,932千円で収入済額、同額でございます。普通交付税につきましては前年度比較で228,802千円、11.59%の増となっております。主な要因は基準財政需要額で、緊急経済対策分で277,301千円の増、地方再生対策費分で46,844千円の減となっております。特別交付税は国全体の諸条件が加味されておりますことから、特別な積算条件により算定され、前年度比較で16,452千円、10%減となっております。前年度は東日本大震災復興支援に係る経費に対する交付分がございました。今年度はなかったことによる減が主な要因であると思われまます。款10交通安全対策特別交付金、項1交通安全対策特別交付金、予算現額860千円、調定額1,061千円、収入済額、同額でございます。この財源は交通違反の反則金による収入額から、郵便取扱手数料等の経費を控除したものが市町村の過去2年間の交通事故発生件数の平均値及び銀行集中地区人口並びに改良済道路の延長という3つの指標により一定の割合で配分されるものでございます。

以上で補足説明を終わります。

議 長

説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議 長

11ページ、款11分担金及び負担金から、13ページ、款12使用料及び手数料に入ります。

補足説明を求めます。

吉本総務課長

総務課長

款11分担金及び負担金、項1分担金、前年度からの繰越分を含め、予算現額69,023千円、調定額74,986,209円、収入済額65,822,209円、収入未済額9,164千円となっております。需要に係る受益者からの応分負担金として収納しております。収入未済額9,164千円につきましては、平成25年度への繰越事業分でございます。内訳ですが、道営畑総担い手支援型事業の更別更南地区分担金が5,544千円、更別勢雄地区分担金が3,620千円となっております。項2負担金、予算現額31,777千円、調定額31,484,606円、収入済額31,407,206円、収入未済額77,400円となっております。目1民生費負担金、節2児童福祉費負担金で、収入未済額77,400円は、備考欄の学童保育所入所者費用徴収金の学童保育料で、5千円、保育所入所者費用徴収金72,400円が未収金となっております。引き続き収納に努めているところでございます。目2農林水産業費負担金、節1営農用水事業負担金で営農用水給水工事負担金は新規の水道設置に伴うものでございます。共同施設維持管理負担金は、忠類地区と駒島地区の負担金でございます。13、14ページをお開き下さい。目3教育費負担金、備考欄、指導主事共同設置負担金は、中札内村と共同で指導主事を配置しております。経費の半分をこの科目で収納しております。款12使用料及び手数料、項1使用料、予算現額185,958千円、調定額192,679,401円、収入済額187,111,141円、収入未済額5,568,260円となっております。

目1 総務使用料、節2 各種施設使用料は、各公共施設の使用料でございます。前年度比較で3,500千円程減となっておりますが、前年度までプラムカントリー休憩施設及びパークゴルフ場使用料がございました。24年度から管理委託をして管理委託をしたことにより、使用料は委託業者の収入となったことが主な要因でございます。なお平成23年度は、この使用料で2,916千円ありました。15、16ページをお開き下さい。目2 民生使用料、節1 社会福祉使用料につきましては、福祉の里総合センター内における事業及び施設利用者への食事の提供と生活支援ハウス居室使用者からの収入でございます。目4 農林水産業使用料、節1 営農用水使用料で436,800円が収入未済額となっております。内容につきましては、現年度分4件、252千円。過年度分1件、184,800円で収納率は99.2%となっております。また、収入未済額のうち、8月20日現在では66千円を収入しております。残り370,800円の収入未済額となっておりますけれども、引き続き収納に努めているところでございます。なお、使用料は前年度対比で1,405,840円減、有収水量で5,089トン減となっております。節2 畜産使用料、前年度比較で631,020円の減となりました。なお、村営牧場使用状況は平成24年度各会計決算資料8ページをご参照下さい。目5 土木使用料、節1 土木管理使用料、道路占用使用料は北電とNTTの電柱が主なものでございます。節2 住宅使用料の収入未済額は5,131,460円となっております。内容ですけれども、現年度分21件、2,968,870円、過年度分16件、2,162,590円で収納率は93%でございます。8月20日現在、1,149,500円が収納され、3,952,760円が収入未済額となっております。引き続き収納に努めているところでございます。項2 手数料、予算現額8,537千円、調定額、収入済額、同額の8,487,200円でございます。ここでは各種行政事務で条例規則等を定め、収納しているものでございます。目2 衛生手数料、節2 一般廃棄物処理手数料6,424,800円はゴミ袋の売渡額でございます。

以上で補足説明を終わります。

議長

説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

6番 堂場さん

6番 堂場議員

未収ばかり気になって聞くのですが、住宅使用料で5,131,460円あるのですが、このうちの公営住宅の分はどの位あるのですか。

議長

三品建設水道課長

建設水道課長

公営住宅の部分の収入未済ですけれども、公営住宅の分につきましては、4,985,060円でございます。

以上です。

議長

6番 堂場さん

6番 堂場議員

この住宅使用料の未収未済額が5,131,460円でその中に公営住宅の分の未納分が4,985,060円もあるのですか。

議長
建設水道課長
議長
6番堂場議員

三品建設水道課長

はい、そうです。

6番 堂場さん

この公営住宅の未収がこんなにあるということは、これはちょっと問題ではないかと思うのです。この徴収っていうのは、どのような方法で、そしてまたこんなに多くの未納が出ているのか。徴収方法と未納のその理由。これを村として、これは払えないような人は入居出来ないと思うのだけれども、その辺あまいのかな。ちょっとその辺説明して下さい。

議長
建設水道課長

三品建設水道課長

徴収方法でございますけれども、督促状をまず出しまして、それによりまして収納をしているところでございますけれども、滞納者につきましては訪問もしくは来ていただきまして、支払いの計画等を出していただきまして、それに基づいて徴収をしているところでございますけれども、現在、高額で滞納されている方がおられまして、その分でちょっと金額が多くなっているのではないかなというふうに思っているところでございます。

6番 堂場さん

議長
6番堂場議員

高額者がいるということは何年も積み上げたと思うのです。その年数はどれ位ですか。

三品建設水道課長

議長
建設水道課長

長い方で平成19年から滞納されているところでございます。

6番 堂場さん

議長
6番堂場議員

これはやっぱり改善策を設けなければおかしいと思います。それでちょっと見ますと住宅使用料が毎年増えているのですよ。これはもうちょっと改善策、根本的にこれ入居する時の条件とか色々あると思うのです。そういうことから19年からにしてもすごい年数の積み重ねだから、その辺どの位納めてくれているのか、それはいいのですけれども、やっぱりその辺、収められない条件があると思うものですから、その辺の策も村側として検討して、徴収方法とか色々検討した方が良く思うのです。もしいつべんに払うことが出来なければ、いくらかず分割して払うとか、やっぱりその方法でないと未納が毎年増えていくという決算はちょっとおかしいと思うんです。改善されていないのではないかと我々は思うのですが。その辺ちょっと今後についてお聞きします。

議長
建設水道課長

三品建設水道課長

一応、滞納をされている方につきましては、公営住宅使用料ではなくて、他のものもやはり滞納されている方がございまして、なかなか先程ご指摘ありましたように、徴収方法を考えて、あと徴収の額についても色々検討してこちらの方としても、検討して徴収しているところではあります。たしかに年々ちょっと増えていく状況等がありますのでちょっと中身の再検討をして、徴収率を上げるような形にしていきたいなというふうに思っております。

議 長
4 番松橋議員

4 番 松橋さん

今の話にちょっと関連するのですけれども、ここに監査の指摘がありましたよね。それで特に公営住宅につきましては額が増加していますよと指摘されていて収納対策を検討する。抜本的な対策が必要だと。その辺のお話をちゃんとしていただかないと。それはお金がおそらく苦勞しているからお金を払ってくれないのですから。抜本的な対策ということを経済でも指摘されていますから頑張っていますとか、ドアを叩いていますとかはわかりますから、抜本的な対策は何か考えているのですか。その辺をちゃんと行って下さい。

議 長
建設水道課長

三品建設水道課長

現在、これと言ったような方策はまだ持っておりませんが、今後本当に考えていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議 長
4 番松橋議員

4 番 松橋さん

私が聞いていますと、おそらく生活に苦勞されていて困られているでしょう。そしたら国でお世話をしあげるとか、そういうことじゃないのかな。その遊んで仕事も出来ないとかではなくて、本等に辛いから家賃も払えない、水代も払えないということなのでしょう。どなたかとは言いませんけれども、そういう方がおられるでしょう。だからそういうことの対策を考えるのが先ではないか。ドアを叩いていない人を攻めてみたってそれはないのだから。違うのですか。ちょっと失礼だけど、僕らは聞いていたらそういうふうにするのだけれども。根本的な対策というのは、例えばここで問題になっている子供の給食費を払えない家庭があったらどうするのかって考えるだけでしょ。子供さんが可愛そうだから。その子供がいたら子供さんに生活補助をしてあげると。両親は別ですけど。そういう考えを僕は聞いているのだけれども。そういう考えはないのかって聞いているだけです。それはケース、ケースがあるから難しいのだけれども。

議 長
村 長

岡出村長

私の方からちょっと答弁させてもらいたいと思いますけれども、この滞納の問題、住宅料の未納の問題、これはあの監査委員からも指摘がございまして、私どもこれは重要なことだと受け止めているところであります。管内的には徴収率にしても、こういうものにつきましても、収納率はトップクラスでありますけれども、だと言ってこれを緩めてしまったのでは同僚議員からもご質問がございましたけれども、苦勞して収めている方と納めていない方との差がやっぱり生じるわけでありまして、私どもこれはきちんと抜本的な対策を取っていかねばならないと思っております。そして、また今、ご質問のありましたことについて、私ども生活困窮、それから、これしか収入がないからこれしか払えないというご相談があれば、これはもう適切に私どもは対応していますので、公営住宅の料金の減免、減額、色々やっています。ただ、今のようなケースにつきましては、

ただ収めないということがありますので、水道料等につきましては給水停止措置だとか、強硬手段に出られるのですけれども、公営住宅には居住権と言いましょか、生存権、生活権というのもありますからなかなか難しい。しかし、このままではただ滞納が増えてしまうということになりますので、強行的な手段に出ている町村もございますので、やはり最終的には法的な措置まで行かなければならないと思っていますところ。ただ、その中には生活実態をきちんと調べて、その人本当にどういう状況にあるのか調べてから、そういうものをしていかなければなりませんので、まずは状況把握をきちんとして、これは監査委員の方からも生活実態をきちんとして対応しなさいというご指摘がありますので、私どもは根本的にはそのようにし、ただ収めたくないという方については、最終的には法的手段まで行かざるを得ないと思っていますところであります。

議長
4番松橋議員

4番 松橋さん

わかるのです。ただ、本当に困っている人がいて、そこにしか住む所がなく、これは健康保険税にも関係するのでしょうか。そういう人達にやはり役場へ来ないから相談を受け付けなくて、その辺がケース、ケースだと僕は思うのです。来ない人を呼び付けてどうするのかでなくて、やっぱりそういうような体制がなければ、お金あって払わない人はちょっと別ですよ。そうではなくて、僕は20何人だから掌握していると思うのだけれども、その辺のことをきちんと血の通った行政をしてあげれば片付く問題もあるのではないかと、うちら思うだけです。

議長
村長

岡出村長

これは生活自体で調べて、現在の料金では払えないという方については、私どもは減免してきているのです。ただ減免に至らない人が滞納されているということなのです。ですから私どもはこれを解決するには最終的には強硬手段と言いましょか、法的措置まで行かざるを得ない場面が出てくるということでもあります。

議長

その他にありませんか。

(ありませんの声あり)

議長

それでは先程の堂場議員に対しての答弁について、荻原住民生活課長から行いますのでよろしく願いいたします。

住民生活課長

先程の収入未済となっておりますものの1番長い、いつから滞納かということだったのですけれども、まず住民税の個人につきましては、平成14年が1番古いということになっております。次に法人につきましては、平成4年。この14年と平成4年の個人と法人につきましては、先程説明いたしました1法人の方、個人の村民税の方に入れている方ものになります。あと固定資産につきましては、平成10年が1番古いということになっております。それと合わせて滞納者の収納状況ということですが、平成24年度で滞納されているものの収納率につきましては10.25%ということでございます。

議 長

以上です。

それでは暫時休憩いたします。

11 時 05 分まで休憩いたします。 (10 時 50 分)

議 長

休憩前に引き続き会議を開きます。 (11 時 05 分)

17 ページ、款 13 国庫支出金から 19 ページ、款 14 道支出金に入ります。
補足説明を求めます。

吉本総務課長

総務課長

17、18 ページになります。

款 13 国庫支出金、項 1 国庫負担金、予算現額 91,587 千円、調定額、収入済額、同額の 91,499,561 円となっております。目 1 民生費国庫負担金、節 1 児童福祉費負担金の備考欄、児童手当負担金 28,826,332 円は子ども手当の廃止により、昨年 4 月から本年 1 月まで 10 か月分で、対象者は平成 25 年本年 2 月支給時で 224 世帯 411 人となっております。児童保護費負担金 24,390,735 円は民設民営保育所入所者に係る国庫負担分でございます。子ども手当負担金 6,830,665 円は、平成 24 年 2 月から同年 3 月までの 2 か月分の国負担分でございます。節 3 障害者福祉費負担金の備考欄、障害者介護給付費等負担金 30,293,931 円は障害者が施設入所等のサービスに係る費用の国負担分でございます。項 2 国庫補助金、予算現額 181,566 千円、調定額 187,619 千円、収入済額 143,069 千円、収入未済額 44,550 千円となっております。目 1 民生費国庫補助金では、節 1 社会福祉費補助金で備考欄、介護基盤緊急整備特別対策事業補助金 36,801 千円は、グループホーム移転改築に係る補助金でございます。節 2 児童福祉費補助金で備考欄、次世代育成支援対策交付金 4,602 千円は、地域子育て支援センター事業、保育所で実施しております、一時保育事業等に係る補助金として交付されたものでございます。目 3 土木費国庫補助金、節 1 道路橋りょう費補助金、備考欄、社会資本整備総合交付金 3,003 千円は橋りょう点検に係る交付金でございます。節 2 住宅費補助金、備考欄、社会資本整備総合交付金 85,442 千円は、若葉団地公営住宅の建替え、花園、曙、中央団地、長寿命化改修による補助金でございます。なお、収入未済額 44,550 千円は国の緊急経済対策に伴うもので、平成 25 年度に繰り越されます。19、20 ページをお開き下さい。目 7 農林水産業費国庫補助金、節 1 農業費補助金、備考欄、農業体質強化事業交付金は暗渠排水 8 ヘクタールの整備に係るものでございます。項 3 委託金、予算現額 1,599 千円、調定額、収入済額、同額の 2,063,354 円となっております。目 1 総務費委託金、節 1 戸籍・住民基本台帳費委託金の備考欄、中長期在留者住居地届出等事務委託金 164 千円は、上段の外国人登録事務委託金に代わるものでございます。外国人登録が廃止され、住民基本台帳登録になったことによるものでございます。目 2 民生費委託金、節 2 児童福祉費委託金で、子ども手当の廃止により前年度 130 千円の収入がありました事務交付金は今年度はございません。款 14 道支出金、項 1 道負担金、予算現額 47,246 千円、

調定額、収入済額、同額の 46,377,711 円でございます。目 1 民生費道負担金の節 2 児童福祉費負担金で、備考欄、児童手当負担金 6,651,831 円は、平成 24 年 4 月から本年 1 月までの 10 か月分と子ども手当負担金 1,244,665 円は、平成 24 年 2 月から同年 3 月の 2 か月分にかかる道負担金でございます。国庫負担金同様に制度改正されたことによるものでございます。児童保護費負担金 12,195,367 円は、民設民営保育所に係る道負担分として交付されたものでございます。節 4 障害者福祉費負担金で、備考欄、障害者介護給付費等負担金 14,166,499 円は、障害者の施設入所等のサービスに係る費用で道の負担分でございます。昨年度は災害救助法第 35 条に基づき、東日本大震災の被災地に対する応援に要した費用相当額 870,039 円を収納しております。今年度はございません。項 2 道補助金、前年度からの繰越事業分を含めまして予算現額 93,157 千円、調定額 90,633,239 円、収入済額 83,311,239 円、収入未済額 7,322 千円となっております。目 1 総務費道補助金の節 1 総務費補助金、22 ページになります。備考欄、森林環境保全整備事業補助金 12,870,899 円は地ごしらえ、植栽、下刈、除間伐等村有林整備事業実施に係る補助金でございます。前年度はカントリーパーク改修事業、ミニコテージ 5 棟を建設しております。これに対する補助金で 21,350 千円がありました。目 2 民生費道補助金の節 2 児童福祉費補助金、備考欄、特別保育事業補助金 2,325 千円は、保育所で実施している延長保育事業に係る補助金でございます。放課後児童対策授業補助金 3,662 千円は、学童保育事業に係る補助金でございます。地域子育て創生事業補助金 1,575 千円は、子ども手当特別措置法により、子ども手当システム改修に係る補助金でございます。目 3 衛生費道補助金、節 1 保健衛生費補助金、備考欄、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金 1,047 千円は、接種費用の 2 分の 1 が補助対象となるものでございます。目 4 農林水産業費道補助金、節 1 農業費補助金で収入未済額 7,322 千円は、食料供給基盤強化特別対策事業補助金で道営事業の繰越財源となる収入でございます。道営畑総担い手支援型事業の更別更南地区分 4,562 千円、更別勢雄地区分で 2,760 千円が特定財源として平成 25 年度へ繰越されます。24 ページになります。備考欄、戸別所得補償経営安定推進事業交付金 1,844,500 円は、農地集積協力金で分散策法解消協力金として 2 件分 3,384 千円を計上しておりましたが、実績で 1 件が経営転換協力金上限 70 万円となりますけれども、これになったために予算と比較して 1,494,500 円の収入減となっております。環境保全型農業直接支払交付金 3,937,600 円は、エコファーマーによる農薬等 5 割低減に係る交付金で、10 件で 19,688 アールが対象となっております。昨年度は緊急雇用創出推進事業補助金 2,056,257 円の交付がございました。今年度はございません。項 3 委託金、予算現額 12,543 千円、調定額、収入済額、同額の 12,646,803 円となっております。国や道からの委託業務や権限移譲に係る事務委託金を収納しております。目 1 総務費委託金、節 5 選挙費委託金

議長

で、備考欄、衆議院選挙委託金は昨年12月16日執行の総選挙に係る委託金でございます。

以上で補足説明を終わります。

説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議長

25ページ、款15財産収入から29ページ、款18繰越金に入ります。

補足説明を求めます。

吉本総務課長

総務課長

25、26ページになります。

款15財産収入、項1財産運用収入、予算現額14,041千円、調定額、収入済額、同額の13,180,193円となっております。目1財産貸付収入、節1土地貸付収入で、北電、NTTの通信設備、駐在所、工事現場事務所等、普通財産に属する土地の貸付に係る収入となっております。節2建物貸付収入は、村独身者住宅と教員住宅料の収入でございます。節3物品貸付収入は、各施設の複写機、ポスタープリンター、設置機器利用料でございます。昨年度まで款19諸収入、項5雑入の科目で収納していたものでございます。目2利子及び配当金、節1利子及び配当金は、各基金の積立金預金利子でございます。基金のほとんどが定期預金により運用しております。なお、利率が少し下がっているため、預入元金は増えていますが、利子収入は前年度比較で970千円程減となっております。なお、詳細につきましては、別紙配布の平成24年度基金管理運用状況調をご参照下さい。27、28ページをお開き下さい。項2財産売却収入、予算現額29,392千円、調定額、収入済額、同額の30,011,049円でございます。目1不動産売却収入、節1土地売却収入の備考欄、村有地売却収入5,834,112円はグループホーム移転改築用地、院外薬局用地に売却したものが主なものでございます。宅地分譲地売却収入5,059千円はコムニ団地で1区画、セオイの里は2区画ですけれども2区画を合筆し、売却しております。節2その他不動産売却収入、備考欄、立木売却収入で今年度事業分が9,927,750円ありました。旧更別駐在所跡地売却収入は、道から購入した建物も一緒に売却しております。目2物品売却収入、節1物品売却収入5,669,432円は、素材、間伐材になりますけれども、売却収入に伴う収入が5,446,009円、不要備品等、ネットオークションにより、売却いで223,423円となっております。款16寄付金、項1寄付金、予算現額11,870千円、調定額、収入済額、同額の11,930千円となっております。備考欄、協働のまちづくり事業に2,730円、こども夢事業に4,090千円、福祉基金指定に4,110千円、農業振興に関する指定に1,000千円の寄付がそれぞれございました。款17繰入金、項1基金繰入金、予算現額8,476千円、調定額、収入済額、同額の8,475,144円となっております。目1財政調整基金繰入金につきましては、歳出財源に不足が生じなかったことから繰り入れることな

く各歳出予算執行が出来ております。目2ふるさと創生事業基金繰入金5,300,296円は、歳出でふるさと創生事業に係る財源として繰り入れたものでございます。目3協働のまちづくり基金繰入金1,636,676円は、歳出で協働活動経費に係る財源として繰り入れたものでございます。目4村有林野基金繰入金につきましては、款15財産収入で立木売払収入と素材売払収入で約15,400千円の収入があったことから、この基金からは繰り入れをしませんでした。29、30 ページをお開き下さい。目5農業振興基金繰入金1,538,172円は、農業生産推進対策事業の財源として繰り入れたものでございます。款18繰越金、項1繰越金、前年度からの繰越財源を含み、予算現額171,835千円、調定額、収入済額、同額の171,835,658円となっております。

以上で補足説明を終わります。

議長

説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

7番 本多さん

7番本多議員

宅地分譲地について、ちょっとお伺いするわけですが、決算資料を見ましても分譲当初はにわかにか売っていたわけですが、ここ数年は解約等もございまして、なかなか分譲地が売れない状況にあるかというふうに思いますが、村としても住宅建設や土地購入に対して補助を行っているわけですが、この売れない状況について、どういった対策を考えているのかちょっとお伺いしたいと思っています。

議長

高橋企画政策課長

企画政策課長

宅地分譲の関係についてお答えさせていただきます。

今回資料を提出しておりますが、各会計決算資料ということで、6ページに年度別契約者別の土地譲渡の状況が出ております。コムニ団地にいたしましては、平成24年度で残り区画数11区画というふうな形になって、こちらの方、若干当初のスピードより落ちてはおりますけれども、こちらの方、本年に入りましても、若干問い合わせ等もあるところで、一応順調に分譲を進めているところです。今、お話のありましたセオイの里の方の部分になると思うのですが、こちらの方につきましては、当初売れたのですが、色々と経済情勢とかの関係もございまして、買い戻し等が多々あったわけですが、平成24年におきまして、2区画分について分譲をして、25年度においても既に申し込み販売に至っているところで、こちらの方は順調に進んできているところでございますので、こういった形で今おります。特段その新たな住宅の施策についてなのですが、今、議員もおっしゃられたように、住宅の補助等を行ってございまして順調に進んできておりますので、当面この形で進めていこうというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

議長

7番 本多さん

7番本多議員

今言ったようなことであんまり問題にはなっていないのかなと思って
いるわけでありましてけれども、定住化促進住宅、またあのお試し住宅もご
ざいますけれども、これもあまり最近利用が少ないのかなというふうに思
っております。あれもかなり老朽化しております、あそこに住むのは安
いのかもしれませんけれども、ちょっとイメージ的に良くないのかなとい
うふうに思うところなのですけれども、そういったことを考えると、もう
ちょっとそういった施策をきちっとした方が良いのではないかと思っ
ているところなのですけれども、どうでしょうか。

議 長
企画政策課長

高橋企画政策課長

定住化促進住宅、お試し暮らし住宅についても確かに特に定住化促進住
宅にいたりましては、なかなか利用がないところなのですけれども、こち
らの方も使用料の方とかでも金額は出ているのですけれども、今年の3月
から4月にかけて、一度入居になられた方がいたのですが、仕事の関係上
退去されているというふうな状況にあります。お試し暮らしの方につきま
しては、昨年につきましては3件のご利用がございまして、延べ人数で4
名、述べ日数で35日の利用もいただいているところです。こちらの方も、
本年にいたりましては結構空きがないような状況で、順次使っていただ
けているようなところで、更別村の定住を考えていただいている方の一時
的なお試しというふうな形でご利用いただいているところです。こちらの方
は住宅建物も老朽化しておりますので、こちらの方につきましては住宅が
もつ限り、まずは続けていきたいというふうに考えておりますし、その
時々合ったニーズに答えるような形で、住宅の定住化施策というのを考
えて行きたいというふうに思っておりますのでご理解いただきたいとい
うふうに思います。

以上です。

議 長

他にありませんか。

6番 堂場さん

6番堂場議員

くだらない質問なのですが、資料6ページのセオイの里で24年度以降、
2画売れているということになっているのですが、これは1人で2画分取
得出来るのですか。

議 長
企画政策課長

高橋企画政策課長

セオイの里は1度かなりの戸数が売れたところなのですが、その後、買
われた方の経済情勢とかそういった部分もございまして、1度全区画戻さ
れているところがございます。その後なかなか販売も伸びずにいたところ
なのですが、その際にそういう流れの中で、申込者の中で2区画の購入希
望等、現在の設定区画より広い面積を希望される方が多い傾向が出てく
るようになりました。その中で平成23年1月なのですけれども、内部の方
で協議をしまして1申込者2区画まで購入可能というふうな形にして取
り扱ってきているところございまして、今回のこの案件につきましては
2区画分を先程の説明の中でもございましたけれども、1筆に合筆すると

いう形で購入をいただいているというふうなことでございます。

以上でございます。

議長
6 番 堂場議員

6 番 堂場さん

はい、わかりました。

それでセオイの里のように希望があつた場合は、他のコム二団地においても 2 戸分求められるということも考えられるのですか。

議長
企画政策課長

高橋企画政策課長

こちらの方は、あくまでも今申しましたように平成 23 年 1 月に区画数の購入希望等、色々多方面に渡って検討した結果、セオイの里についてのみ対応するというので、今のところコム二団地等における 2 区画販売というのは考えてはございません。

以上です。

議長

よろしいですか。

他にありませんか。

(ありませんの声あり)

議長

29 ページ、款 19 諸収入から 33 ページ款 20 村債に入ります。

説明を求めます。

総務課長

吉本総務課長

29、30 ページになります。

款 19 諸収入、項 1 延滞金・加算金及び過料、予算現額 20 千円、調定額、収入済額、同額の 4,947 円でございます。村民税延滞金が収入となっております。項 2 預金利子、予算現額 400 千円、調定額、収入済額、同額の 493,439 円で基金管理以外の歳計現金の預金利子でございます。資金繰りに余裕がある時期、具体的には 6 月ですとか 9 月の普通交付税が 5 億円程度入ってくる時期ですけれども、短期間の定期預金で運用して、若干ですけれども利息を稼いでいるということでございます。項 3 貸付金元利収入、予算現額 25,005 千円、調定額、収入済額、同額の 25,004,945 円で中小企業近代化資金預託金管理収入でございます。項 4 受託事業収入、予算現額 956 千円、調定額、収入済額、同額の 824,080 円で後期高齢者医療加入者の特定健康診査等に係る収入でございます。項 5 雑入、予算現額 16,351 千円、調定額、収入済額、同額の 16,908,060 円でございます。31、32 ページをお開き下さい。目 5 雑入、節 1 雑入、ここでの収入はどの項目にも属さない収入でございます。前年度比較で増減の大きなもの及び新たな収入等としまして、備考欄、7 行目、重度心身障害者高額療養費収入で 200 千円程減、12 行目、自治総合センター助成金 1,400 千円は新たな収入でございます。宝くじ協会のコミュニティ助成金でございます。歳出の方では、かしわ太鼓保存会の半てんの更新に充当しております。17 行目、北海道市町村振興協会市町村交付金で 260 千円程増となっております。オータムジャンボ宝くじ換金時効分の収益金の一部が自治体に交付されるものでございます。18 行目、職員給与費負担金で 530 千円程増とな

っております。自治体情報システム協議会へ職員1名を派遣しております。当該職員に係る人件費総額分を構成市町村が均等に負担するものでございます。33、34ページをお開き下さい。備考欄13行目、資源物売上収入で227千円程減となっております。雑入は前年度比較で4,070千円程減となっておりますが、前年度の収入で額の大きいものですが、高規格道路用地等の立木補償費で2,600千円程、自動車事故共済金で740千円程、ニトリ応援基金の植樹助成金で1,269千円等の収入がございましたが、本年度はありません。また、コピー機や施設設置機器利用収入は、款15財産収入に科目替えをしております。35、36ページをお開き下さい。款20村債、項1村債、繰越分を含めまして予算現額594,139千円、調定額594,139千円、収入済額563,339千円、収入未済額30,800千円となっております。目1過疎対策事業債では、次のページにまたがりますけれども、繰越事業を含め12事業で合計397,300千円の借入となりました。収入未済額30,800千円は、道営事業にかかる起債で、平成25年度へ繰り越される特定財源でございます。なお、過疎対策事業債の元利償還金の70%相当額は、後年度以降、普通交付税の算定措置とされるものでございます。目2臨時財政対策債では、地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行出来る起債でございます。翌年度以降における元利償還金は、全額交付税に算入されます。前年度と比較して15,968千円の増で166,039千円の借入となりました。129ページをお開き下さい。実質収入に関する調書でございます。1、歳入総額4,574,474,818円、2、歳出総額4,402,749,817円、3、歳入歳出差引額171,725,001円、4、翌年度に繰越すべき財源、一般財源になりますけれども、59,364千円が繰越明許費繰越額で、3、歳入歳出差引額から4、翌年度に繰越すべき財源を差し引いた112,361,001円が実質収支額となりました。

以上でございます。

議 長

説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議 長

これで一般会計歳入決算を終わります。

一般会計歳入歳出決算について、款毎に質疑を進めてまいりましたが、質疑の発言漏れがあれば、受け賜りたいと思います。

発言にあたっては、ページ、項目、事業等を明らかにしていただきますようお願いいたします。

質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議 長

以上で、一般会計歳入歳出決算の質疑を終了いたします。

次に国民健康保険特別会計の質疑を行います。

142ページ、事業勘定の歳出について補足説明を求めます。

金曾保健福祉課長

それでは平成 24 年度国民健康保険特別会計事業勘定の歳入歳出決算の補足説明を申し上げます。

はじめに歳出の方からご説明いたします。

決算書の 142 ページをお開き下さい。

款 1 総務費は予算現額 3,145 千円、支出済額 3,034,574 円、不用額 110,426 円の決算となっております。この会計における経常的な一般事務経費、国民健康保険税の賦課徴収経費及び国民健康保険運営協議会運営等の経費でございます。款 2 保険給付費は予算現額 304,060,620 円、支出済額 301,215,077 円、不用額 2,845,543 円の決算となっております。平成 23 年度の決算額より 26,361,279 円の増となっております。これは平成 23 年度と比較しますと、主に一般被保険者の高額な医療費が増加したことによるものと推計しております。次に、決算の状況でございますが、項 1 療養所費、目 1 一般被保険者療養給付費は予算額に不足を生じたことから項 4 出産育児諸費、目 1 出産育児一時金から 87,539 円を流用して予算額を 261,745,539 円とし、支出済額は同額で不用額はありませんでした。144 ページ、145 ページをお開き下さい。目 2 退職被保険者等療養給付費は、支出済額 5,322,183 円、不用額 1,117,817 円でございます。年度末における支出が推計を下回ったことから、不用額が多額となっております。目 3 一般被保険者療養費は、項 2 高額療養費、目 1 一般被保険者高額療養費へ 28,596 円を流用し、その後、予算に不足を生じたことから、項 4 出産育児諸費、目 1 出産育児一時金から 14 円を流用し、合計 28,582 円を流用しており、予算額を 2,497,418 円とし、支出済額は同額で不用額はありませんでした。目 5 審査支払手数料でございます。目 3 一般被保険者療養費へ 11,490 円を流用して予算額を 788,510 円とし、支出済額は同額で不用額はありませんでした。項 2 高額療養費、目 1 一般被保険者高額療養費は予算額に不足を生じたため、目 3 一般被保険者高額介護合算療養費から 100 千円、項 1 療養所費、目 3 一般被保険者療養費から 28,596 円、同項目 5 審査支払手数料から 11,490 円、合計 140,086 円を流用し、更に款 11 予備費、項 11 予備費、目 1 予備費から 511,620 円を充用し、合計 651,706 円を追加しまして、予算額を 24,701,706 円とし、支出済額は同額で不用額はありませんでした。目 2 退職被保険者等高額療養費は、支出済額 242,808 円、不用額 1,230,192 円でございます。年度末における支出が推計を下回ったことから不用額が多額となっております。目 3 一般被保険者高額介護合算療養費は、先程申し上げましたが、目 1 一般被保険者高額療養費へ予算額 100 千円全額を流用し、予算額はありません。146 ページ、147 ページをお開き下さい。項 4 出産育児諸費、目 1 出産育児一時金は項 1 療養諸費、目 1 一般被保険者療養給付費へ 87,539 円、同項の目 3 一般被保険者療養費へ 14 円、合計 87,553 円を流用して予算額を 6,212,447 円とし、支出済額 5,806,351 円、不用額 406,096 円の決算でございます。

款3 後期高齢者支援金等は、予算現額 75,770 千円、支出済額 75,769,516 円、不用額 484 円の決算となっております。平成 20 年度にスタートいたしました後期高齢者医療制度を支えるために支出している科目でございます。各保険者から財政支援を行っていくものですが、国保では国保税として徴収し、社会保険診療報酬支払基金へ支援金として納付し、社会保険診療報酬支払基金からは、後期高齢者医療広域連合へ実績に応じて交付金として交付される仕組みとなっております。款4 前期高齢者等納付金等は予算現額 80 千円、支出済額 78,682 円、不用額 1,318 円の決算となっております。65 歳から 75 歳未満の前期高齢者の医療費に係る財政調整のための科目でございます。148 ページ、149 ページをお開き下さい。款5 老人保健拠出金は、予算現額 5 千円、支出済額 3,410 円、不用額 1,590 円の決算でございます。医療費拠出金の支出実績はございません。款6 介護納付金は予算現額 32,074 千円、支出済額 32,073,075 円、不用額 925 円の決算でございます。介護納付金につきましては、40 歳から 65 歳までの方に対して付加されている国民健康保険税のうち、介護保険分を介護保険の財源として各保険者が社会保険診療報酬支払基金に納付しているものでございます。款7 共同事業拠出金は、予算現額 72,506 千円、支出済額 72,502,281 円、不用額 3,719 円の決算でございます。高額療養費にかかる共同事業拠出金であります。150、151 ページをお開き下さい。款8 保健事業費は、予算現額 3,526 千円、支出済額 3,517,028 円、不用額 8,972 円の決算でございます。特定健診、特定保健指導、保健衛生普及事業、疾病予防事業に係る経費として支出しております。項1 特定健康診査等事業費は、支出済額 3,007,016 円、不用額 6,984 円の決算で、目1 特定健康診査等事業費も同額でございます。ここでは平成 20 年度から平成 24 年度を第1 期とする特定健康診査等実施計画において、平成 24 年度の目標値でありました 65%を達成しているところでございます。項2 保健事業費は、支出済額 510,012 円、不用額 1,988 円の決算、目1 保健衛生普及費は、支出済額 321,012 円、不用額 1,988 円の決算、目2 疾病予防費は、支出済額 189 千円、不用額はありませんでした。款9 基金積立金は予算現額 32,062 千円、支出済額も同額でございます。平成 24 年度において国保財政の安定を目的とし、基金への積増しを行っております。款10 諸支出金は、予算現額 51,741 千円、支出済額 51,391,787 円、不用額 349,213 円の決算でございます。項1 償還金及び還付加算金は、支出済額 215,800 円、不用額 349,200 円の決算です。目1 一般被保険者保険税還付金は、決算額 215,800 円、不用額 284,200 円の決算です。152 ページ、153 ページをお開き下さい。目2 退職被保険者等保険税還付金から、目4 退職被保険者等還付加算金までは予算執行がありませんでした。項2 繰出金は、支出済額 29,872 千円で不用額はありません。目1 直営診療施設勘定繰出金は同額でございます。項3 過年度過誤納還付金は、支出済額 21,303,987 円で不用額 13 円の決算です。目1 過年度過誤納還付金も同額でございます。平成 23

年度療養給付費等負担金の精算に伴う還付金 20,162,203 円が主なものでございます。款 11 予備費は、この会計の緊急避難の部分として当初 8,370 千円を計上しておりました。先程ご説明いたしました。款 2 保険給付費、項 2 高額療養費、目 1 一般被保険者高額療養費において、年度途中で不足を生じたので、511,620 円を充用し、残額 7,858,380 円が予算減額となっております。この額が不用額となっております。

以上で歳出の補足説明とさせていただきます。

議 長

説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議 長

午後は 134 ページから入ります。

13 時 30 分まで昼食のため休憩いたします。 (11 時 55 分)

議 長

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。 (13 時 30 分)

134 ページ、事業勘定の歳入について補足説明を求めます。

金曾保健福祉課長

保健福祉課長

それでは歳入についてご説明申し上げます。

134 ページ、135 ページをお開き下さい。

款 1 国民健康保険税は、予算現額 168,995 千円、調定額 176,732,809 円、収入済額 170,059,716 円、不納欠損額 23,600 円、収入未済額 6,649,493 円です。目 1 一般被保険者国民健康保険税、節 1 現年課税分は収入済額 166,477,127 円、収入未済額は 21 件、1,149,361 円で収納率は 99.31%です。節 2 滞納繰越分は、収入済額 583,364 円。不納欠損額 1 件で、23,600 円、収入未済額 66 件、4,324,418 円、収納率は 11.82%となっております。不納欠損の 1 件につきましては、村民税において不納欠損したものと同一のもので、地方税法第 48 条により道へ徴収引き継ぎを行ったものの、現状徴収は不可能として返却され、その所在滞納処分が出来る財産がともに不明で滞納処分の執行停止、これが 3 年間継続したことにより納入義務が消滅するとされた地方税法第 15 条の 7 第 4 項の規定により、納入義務を消滅させたものであります。目 2 退職被保険者等国民健康保険税、節 1 現年課税分は、調定額、収入済額ともに同額の 2,718,812 円。収納率 100%であります。節 2 滞納繰越分は、収入済額 280,413 円。収入未済額 12 件、1,175,714 円で収納率 19.25%となっております。なお、滞納者に対しては催告納税指導を行い、その収納に努めているところであります。款 2 一部負担金は科目存置であり、収入実績はありません。款 3 国庫支出金は、調定額、収入済額、同額の 147,388,700 円となっております。なお、項 1 国庫負担金、目 1 療養給付費等負担金の収入済額 109,213,236 円のうち、精算により 2,385,659 円の超過交付となっておりますことから、平成 25 年度において返還予定であります。136 ページ、137 ページをお開き下さい。項 2 国庫補助金、目 1 財政調整交付金の収入済額 32,500 千円は、備考欄、特別調整交付金において、診療所の電子カルテの更新等に係る調整

交付金 25,019 千円を含むものでございます。款 4 療養給付費等交付金は、調定額、収入済額、同額の 7,343 千円となっております。この交付金は、社会保険診療報酬支払基金から退職者医療に係る医療給付に対して交付されるものでございます。款 5 前期高齢者交付金は、調定額、収入済額同額の 51,500,061 円となっております。この交付金は社会保険等の各保険者の負担の不均衡を調整することを目的に交付されているものでございます。款 6 道支出金は、調定額、収入済額、同額の 38,819,464 円となっております。高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金、道財政調整交付金等が道より交付されております。138 ページ、139 ページをお開き下さい。款 7 共同事業交付金は、調定額、収入済額、同額の 60,069,563 円となっております。市町村が拠出金を出し合い、高額な医療費が発生した場合に、国保連合会から交付されるものでありますが、30 万円以上 80 万円未満、また、80 万円以上の高額な医療費に対しまして交付されるものでございます。款 8 財産収入は、調定額、収入済額、同額の 7,486 円で財政調整基金積立金の利子を収納しております。款 9 繰入金は、調定額、収入済額、同額の 37,660,010 円となっております。項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金、節 4 その他一般会計繰入金のうち、ルール以外の繰入金として、備考欄、財源補てん分 19,252 千円等を繰り入れしています。項 2 基金繰入金につきましては、繰入の執行はありませんでした。款 10 繰越金は調定額、収入済額、同額の 61,946,976 円で、前年度からの繰越金です。140 ページ、141 ページをお開き下さい。款 11 諸収入につきましては、調定額、収入済額、同額の 1,010,784 円の決算です。目 1 雑入、節 1 雑入の備考欄、雑入は国保保険者の資格喪失後の受診に係る医療費の返納金等でございます。以上で歳入の補足説明を終わります。

次に 154 ページをお開き下さい。

実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額 575,805,760 円、2、歳出総額 571,647,430 円、3、歳入歳出差引額 4,158,330 円、5、実質収支額は同額であります。

以上で国民健康保険特別会計事業勘定決算の補足説明とさせていただきます。

議 長

説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議 長
議 長

以上で国民健康保険特別会計事業勘定の質疑を終了いたします。

次に、157 ページから国民健康保険特別会計診療施設勘定について、歳入・歳出一括して質疑に入ります。

補足説明を求めます。

日崎診療所事務長

診療所事務長

診療施設勘定の決算について、補足説明を申し上げます。

157、158 ページをお開き願います。

歳入から説明させていただきます。

款1 診療収入、予算現額 232,924 千円に対して、収入済額 233,666,485 円で 742,485 円の増となっております。収入未済額は 77,750 円でございます。前年度比較は項1 入院収入で 4,798,575 円の減、項2 外来収入で 3,193,813 円の減でございます。診療収入の増減は、患者数が大きく左右するものでございます。歳入未済額は、入院収入で1件 77,750 円です。未済額につきましては、今後も早期の完納に向けて督促し、収納に努めてまいります。159、160 ページをお開き願います。款2 使用料及び手数料、予算現額 1,067 千円に対して収入済額 1,239,564 円で 172,564 円の増でございます。自動車使用料の新設及び死亡診断書、自賠責保険請求診断書等の料金改正もあり、前年より増となっております。款3 財産収入、予算現額 698 千円に対して、収入済額 652,560 円で、これは医師住宅2戸分の貸付収入です。款4 繰入金、予算現額 159,903 千円に対して、収入済額 152,411,681 円です。項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金は収入済額 122,539,681 円です。内訳は財源補てん分として 50,625,407 円、前年度比較 5,132,018 円の増でございます。公債分については 71,914,274 円で前年度より 5,531,862 円の増となっております。項2 事業勘定繰入金は、収入済額 29,872 千円です。へき地診療所のルール分と、電子カルテ及びレセプトコンピュータの更新事業の施設整備分として事業勘定から繰り入れしております。161、162 ページをお開き願います。款6 諸収入、予算現額 1,432 千円に対し、収入済額 1,521,794 円です。款7 村債、予算現額 42,300 千円、収入済額、同額でございます。医療の確保ということで、平成 22 年度から対象となった医療業務の委託費を過疎対策事業債で借入しております。

以上、歳入の補足説明を終わらせていただきます。

次に歳出の説明を申し上げます。

163、164 ページをお開き願います。

款1 総務費、予算現額 228,456 千円に対し、支出済額 227,740,033 円で不用額が 715,967 円でございます。目1 一般管理費、備考欄(1) 診療施設維持管理経費は、支出額 15,846,141 円です。施設管理に係る消耗品、燃料費、光熱水費、修繕費、保険料、清掃委託料等、施設管理に係る経費でございます。備品購入につきましては、待合用の椅子の更新でございます。(2) 村有建物維持管理経費は支出額 55,020 円で医師住宅2戸分の維持管理経費です。(4) 総務一般事務経費は支出額 110,964,485 円です。嘱託職員等の賃金、事務消耗品、医療事故倍償保険料、クリーニング料、医療業務委託料、旧電子カルテ薬剤情報システム等の7か月分の保守点検料、新電子カルテレセプトコンピュータのシステム使用料5か月分、各種協議会等の負担金でございます。支出額は対前年比 2,594,353 円の減です。主なものは看護補助員の欠員期間分と医師の異動による医療業務委託料の減額が主なものでございます。165、166 ページをお開き願います。(6) 診療

施設改修事業費は、光回線設置の費用でございます。目2 車輛管理費は、公用車に係る経費でございます。款2 医業費、予算現額 137,922 千円に対して、支出済額は 132,137,777 円で不用額は 5,784,223 円です。目1 医療用消耗器材費、支出額 6,938,010 円です。医療に係る医療器具、衛生材料費等の消耗器材を購入したものです。目2 医薬品衛生材料費、予算現額 91,036 千円に対し、支出額 86,738,335 円で、不用額は 4,297,665 円です。内服薬、外用薬、注射薬、予防接種ワクチン等を購入したものです。患者の減により対前年比 4,659,993 円の減でございます。目3 医療委託費、備考欄(1) 検査等委託事業経費は支出額 6,260,680 円です。医療用備品の修繕費、酸素容器耐圧検査料、X線装置等保守点検、血液検査等医療用廃棄物処理業務の経費でございます。(2) 医療機器借上料は、支出額 1,504,650 円です。在宅酸素供給装置、在宅持続陽圧呼吸療法治療器等の借上によるものです。目4 寝具費、支出額 695,808 円です。入院患者の寝具借上料でございます。167、168 ページをお開き願います。目5 医療用機械器具費、支出額 25,127,433 円につきましては、電子カルテ、レセプトコンピュータの更新に伴う経費が主なものでございます。項2 給食費、支出額 4,872,861 円です。入院患者の給食等に係る経費でございます。款3 公債費、予算現額 71,946 千円に対して、支出済額は 71,914,274 円です。平成14 年度からの診療所移設新築事業分等の償還金の元金及び利子でございます。

以上で歳出の補足説明を終わらせていただきます。

169 ページをお開き下さい。

実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額 431,892,084 円、2、歳出総額 431,792,084 円、3、歳入歳出差引額 100 千円で、実質収支 100 千円とするものでございます。

以上診療施設勘定の歳入歳出決算の補足説明を終らせていただきます。

議長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

5 番 久門さん

5 番久門議員 診療収入の今年度の決算の中で約 8,000 千円近くが減となっている理由は、患者の増減によって変わるといことなのですが、この減の主な理由は何でしょうか。ちょっと具体的に教えていただきたいと思ひます。

議長 日崎診療所事務長

診療所事務長 入院収入につきましては、亡くなられた方が前年よりも多くいらしたということと、外来収入については、インフルエンザ等の感染症が前年程長引かなかったことが収入の減になっております。

議長 5 番 久門さん

5 番久門議員 これは 22 年度までは当初予算より収入増となっております。23 年度にも決算では 1,300 千円近く減になって、今回 7,990 千円。特にその入院患者の減で約 4,800 千円減額になっているのです。この入院患者が亡くなった

議 長
診療所事務長

からと言って診療所のベッドに入る人がもういないということなのですか。何かそこには大きな理由があると思うのですけれども。

日崎診療所事務長

議 長
5番久門議員

24年度に亡くなられた方は長期入院をされていた方が主な方なので、収入はそのままだったのですが、その後の入院患者さんにつきましては、入院される方がそんなにいないということで減になっております。

5番 久門さん

そうすると入院される方がいないということは、診療所にはベッドの余裕があるということなのですか。これは全体の福祉の関係でも関連してきますので、例えばコミニの里だとか、グループホームだとか色々ありますよね。そういう分け方によって診療所は予備のためにベッドを空けておくのだと。ベッドが現在いくらあって、一般の人が何人は入れて、その充足率どれ位になっているのか、その辺もお聞きしたいと思います。

議 長
診療所事務長

日崎診療所事務長

病床数は19床、そのうち救急用として2床です。現在入院患者さんは11名でございます。

議 長
5番久門議員

5番 久門さん

そうすると、今11床扱っていますよと。あと残ったベッドは予備のために空けておくのですか。今後はどうされる考えなのですか。それは考えがあるのでですか。

議 長
診療所事務長

日崎診療所事務長

入院患者さんにつきましては、病床につきましては入院させる患者さん、それとも在宅で療養してもいい患者さんということ先生方は考えて入院させるか、それとも在宅療養にさせるかということをしているところでございます。

議 長
5番久門議員

5番 久門さん

今年度の予算でも多分減額の予算は組んでいないのです。それだけの見込んだ予算を組んでいると思うのですよ。決算でまたこれは1年後にもそういう事態が起きてくると思うのですよ。だから予算の組み方においてもちょっとその辺を工夫するか、あるいは診療所の体制を今後、どういう患者を受け入れるのか。救急用の予備ベッドも置いて一般の患者はどこまで入れられるのかというような計画に基づいて、基本的な計画を作っていないと住民の人も本当に病院に入れるのか入れないのか、あそこの病院のベッドは空いているけれども入れないとか、そういう話もあるのですけれども、そこら辺がちょっと私どももよくわからないので聞かれる範囲なのですけれども、その辺の考え方をきちんと整理して、診療所の運営についての予算組みも考えてもらえたらという要望なのですけれども。何かありましたら、またお答え下さい。

議 長
診療所事務長

日崎診療所事務長

診療所は通常の介護施設とかそういうものではないので、計画的に人を

入れるということにはならないと思います。入院しなければならないという患者さんは入院させておりますし、また新年度予算につきましても、以前からの13名で新年度予算は組んでおりますので、今のところ11名ですけども増減はあると思います。

議 長

他にありませんか。

(ありませんの声あり)

議 長

以上で、国民健康保険特別会計、診療施設勘定の質疑を終了いたします。次に、172ページから、後期高齢者医療事業特別会計について、歳入・歳出一括して質疑に入ります。

補足説明を求めます。

金曾保健福祉課長

保健福祉課長

それでは、平成24年度の後期高齢者医療事業特別会計の歳入歳出決算の補足説明をさせていただきます。

まず、後期高齢者医療事業につきましては、都道府県ごとに設置される広域連合により担うこととされており、市町村の役割につきましては、保険料の徴収、各種申請や届出の受付、被保険者証の引渡し等、被保険者に身近な窓口事業を行っているところでございます。

それでは歳入から補足説明いたします。

172ページ、173ページをお開き下さい。

款1 後期高齢者医療保険料は、予算現額37,565千円、調定額37,526,500円、収入済額37,507,800円、収入未済額18,700円の決算となっております。目1 特別徴収保険料、節1 現年度分は、調定額、収入済額、ともに同額の13,954,100円で徴収率100%でございます。目2 普通徴収保険料、節1 現年度分は収入済額23,553,700円、収入未済額1件、18,700円で、収納率は99.2%でございます。なお、収入未済額1件、18,700円につきましては、平成25年度に収納済となっております。款2 繰入金は、予算現額10,964千円、調定額9,890,815円、収入済額、同額の決算でございます。項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金、節1 保険基盤安定繰入金の備考欄、保険基盤安定繰入金7,392,020円は、保険料の軽減に対する補てん分です。一般会計で道より4分の3の負担があり、残り4分の1を村が上乘せしたものを繰り入れしております。節2 その他一般会計繰入金の備考欄、事務費対象分2,498,795円は、広域連合への事務費負担金2,161千円と村運営一般事務経費分337,795円が繰り入れされております。款3 繰越金は、予算現額569千円、調定額569千円、収入済額、同額の決算でございます。款4 諸収入は、予算現額253千円、調定額34,100円、収入済額、同額の決算でございます。これは項2 償還金及び還付加算金、目1 保険料還付金において広域連合からの保険料還付金です。174ページ、175ページをお開き下さい。款5 広域連合支出金は、予算現額20千円、調定額14,331円、収入済額、同額の決算でございます。後期高齢者の医療制度の周知等の経費に対する特例交付金の収入であります。

以上で歳入の補足説明を終わります。
続きまして歳出について補足説明いたします。
176 ページ、177 ページをお開き下さい。

款1 総務費は、予算現額 430 千円、支出済額 352,126 円、不用額 77,874 円の決算となっております。この会計における経常的な一般事務経費及び賦課徴収に係る経費等の支出でございます。款2 後期高齢者医療広域連合納付金は、予算現額 47,691 千円、支出済額 47,335,120 円、不用額 355,880 円の決算となっております。内訳につきましては、療養給付費に係る負担金と事務費負担金でございます。款3 諸支出金は、予算現額 250 千円、支出済額 34,100 円、不用額 215,900 円の決算となっております。これは保険料の還付金でございます。178 ページ、179 ページをお開き下さい。款4 予備費については、支出実績はありませんでした。

以上で歳出の補足説明を終わります。
次に 180 ページをお開き下さい。
実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額 48,016,046 円、2、歳出総額 47,721,346 円、3、歳入歳出差引額 294,700 円、5、実質収支額は同額であります。

以上で後期高齢者医療事業特別会計決算の補足説明とさせていただきます。

議 長

説明が終わりました。
質疑の発言を許します。
(ありませんの声あり)

議 長

以上で、後期高齢者医療事業特別会計の質疑を終了いたします。
次に、183 ページから、介護保険事業特別会計について、事業勘定の歳入歳出及びサービス事業勘定の歳入歳出について一括して補足説明を求めます。

保健福祉課長

金曾保健福祉課長

それでは平成 24 年度介護保険事業特別会計事業勘定の歳入歳出決算の補足説明を申し上げます。

まず歳入からご説明いたします。

183 ページ、184 ページをお開き下さい。款1 介護保険料は、予算現額 47,703 千円、調定額 47,753,970 円、収入済額 47,294,800 円、収入未済額 459,170 円でございます。目1 第1号被保険者保険料、節1 現年度分は、収入済額 47,244,200 円、収入未済額は4件、197千円で収納率は99.58%です。節2 滞納繰越分は、収入済額 50,600 円、収入未済額 6 件で 262,170 円、収納率は 16.17%となっております。なお、滞納者に対しては催告、納税指導等を行い、その収納に努めているところでございます。款2 使用料及び手数料は、予算現額 180 千円、調定額 161,800 円、収入済額同額の決算となっております。介護予防事業に係る生活援助員派遣手数料でございます。款3 国庫支出金は、予算現額 59,408 千円、調定額 63,434,038

円、収入済額、同額の決算となっております。項1 国庫負担金は、収入済額 44,920,488 円で、介護給付費に対する国からのルール分の負担分でございます。項2 国庫補助金、目1 調整交付金は、収入済額 18,513,550 円で、国のルール分として介護給付費、介護予防給付費の5%を基準として調整交付金の名目で補助されているものでございます。目2 地域支援事業交付金、介護予防事業につきましては、いきいき健康クラブ、貯金塾等の介護予防事業の実施に係る交付金で 480,750 円の収入済額でございます。目3 地域支援事業交付金、包括的支援事業・任意事業は、家族介護支援移送サービス、シルバーハウジングの管理事業に係る交付金で 1,990,800 円の収入済額です。なお、これ以下地域支援にかかる事業につきましては支払基金交付金、道の交付金、村からの繰入金についても同様の内容となっております。目4 事業費補助金につきましては、科目存置でございまして収入はありませんでした。款4 支払基金交付金は、予算現額 70,342 千円、調定額 67,749,802 円、収入済額、同額の決算となっております。185 ページ、186 ページをお開き下さい。項1 支払基金交付金、目1 介護給付費交付金は、2号被保険者に係る保険者の負担分としての収入で 67,192,802 円の収入済額です。目2 地域支援事業交付金は、介護予防事業の実施に係る交付金で 557 千円の収入済額です。款5 道支出金は、予算現額 35,747 千円、調定額 33,322,497 円、収入済額、同額の決算となっております。項1 道負担金は、介護給付費に対する道のルール分の負担分で現年度分、過年度分で 29,644,132 円の収入済額です。項2 道補助金は、調定額 1,256,525 円、収入済額、同額でございます。目1 地域支援事業交付金、介護予防事業は、介護予防事業の実施に係る交付金で 261,125 円の収入済額です。目2 地域支援事業交付金は、家族介護支援移送サービス、シルバーハウジングの管理事業に係る交付金で 995,400 円の収入済額です。款6 財産収入は、予算現額 8 千円、調定額 7,413 円、収入済額、同額の決算となっております。介護保険事業基金積立金の預金利子でございます。款7 繰入金は、予算現額 42,017 千円、調定額 37,316,968 円、収入済額、同額の決算となっております。187 ページ、188 ページをお開き下さい。項1 一般会計繰入金、目1 介護給付費繰入金は、介護給付費に係る一般会計からのルール分の繰り入れで 29,449,660 円の収入済額です。目2 地域支援事業繰入金、介護予防事業は、収入済額 187,744 円、目3 地域支援事業繰入金、包括的支援事業・任意事業は、収入済額 995,400 円で、それぞれ国及び道の補助事業に伴い、村負担のルール分を繰り入れているものでございます。目4、その他一般会計繰入金は、収入済額 6,451,841 円で、事務費分と地域支援事業の不足分を繰り入れしております。項2 基金繰入金、目1 基金繰入金は、収入済額 232,323 円で財政調整のための繰入金でございます。款8 繰越金は、予算現額 2,358 千円、調定額 2,358,948 円、収入済額、同額の決算です。これは前年度からの繰越金であります。款9 諸収入は、予算現額 315 千円、調定額 324,250 円、収入済額同額の決算で

ございます。これは介護予防事業の参加料の収入が主なものでございます。

以上で歳入の補足説明を終わらせていただきます。

次に歳出の補足説明を申し上げます。

189 ページ、190 ページをお開き下さい。

款1 総務費は、予算現額 3,919 千円、支出済額 3,725,553 円、不用額 193,447 円の決算です。この会計における経常的な一般事務費及び認定審査会経費、共同設置の負担金等の経費であります。款2 保険給付費は、予算現額 240,260 千円、支出済額 235,579,869 円、不用額 4,680,131 円の決算です。この不用額は項1 介護サービス等諸費、目1 介護サービス等諸費での不用額 2,731,670 円が主なものでございまして、居宅及び施設での介護給付、地域密着型居宅施設の介護サービス等の法定給付に充てられておりますが、個々のサービスの給付における執行残でございます。なお、項3 高額介護サービス費、目1 高額介護サービス費へ 8,933 円を流用しております。191 ページ、192 ページをお開き下さい。款3 地域支援事業費は、予算現額 10,105 千円、支出済額 9,498,057 円、不用額 606,943 円の決算です。193 ページ、194 ページにわたりますが、この事業は 65 歳以上の高齢者に対する介護予防事業の他、任意事業として生活援助員の配置を実施しているものでございます。款4 基金積立金は、予算現額 1,994 千円、支出済額 1,988,715 円、不用額 5,285 円の決算でございます。前年度の剰余金、基金積立金の利子を積立しております。款5 諸支出金は、予算現額 800 千円、支出済額 799,724 円、不用額 276 円の決算でございます。項1 過年度過誤納還付金、目1 過年度過誤納還付金も同額でございまして、前年度分の介護給付費等の精算による還付金を支出しております。款6 予備費は、予算現額 1,000 千円で充用はありませんでしたので、全額が不用額となりました。

以上で歳出の補足説明を終わります。

次に 195 ページをお開き下さい。

実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額 251,970,516 円、2、歳出総額 251,591,918 円、3、歳入歳出差引額 378,598 円、実質収支額、同額であります。

以上で介護保険事業特別会計事業勘定決算の補足説明とさせていただきます。

次にサービス事業勘定の補足説明をいたします。

歳入からご説明いたします。

198 ページ、199 ページをお開き下さい。

款1 サービス収入は、予算現額 1,670 千円、調定額 1,698,600 円、収入済額、同額でございます。項1 予防給付費収入、目1 新予防計画策定費収入も同額でございます。包括支援センターが、介護予防事業所の指定を受け、新予防計画策定費として介護報酬を収入しているものでございます。

款2繰越金は、予算現額193千円ですが、本会計の収支において財源不足を生じませんでしたので事業勘定からの繰り入れはありませんでした。款3諸収入は、予算現額1千円のところ収入の実績はありませんでした。款4繰越金は、予算現額59千円、収入済額59,602円の決算で、これは前年度からの繰越金でございます。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます

続きまして歳出について補足説明いたします。

200ページ、201ページをお開き下さい。

款1サービス事業費は、予算現額1,923千円、支出済額1,487,714円、不用額435,286円の決算となっております。項1居宅支援サービス事業費、目1居宅支援サービス事業費につきましては、この会計における経常的な一般事務経費等の支出でございます。目2新予防計画策定事業費につきましては、要支援1・2の高齢者を対象にした予防計画の策定経費を支出しております。

以上で歳出の補足説明を終わらせていただきます。

次に202ページをお開き下さい。

実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額1,758,202円、2、歳出総額1,487,714円、3、歳入歳出差引額270,488円。5、実質収支額、同額であります。

以上で介護保険事業特別会計サービス事業勘定の決算の補足説明とさせていただきます。

議 長

説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議 長

以上で、介護保険事業特別会計の質疑を終了いたします。

この際、暫時休憩いたします。

議 長

午後14時30分まで休憩いたします。

(14時15分)

議 長

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

(14時30分)

次に、205ページから、簡易水道事業特別会計について、歳入・歳出を一括して補足説明を求めます。

三品建設水道長

建設水道課長

平成24年度簡易水道事業特別会計の決算について補足説明させていただきます。

まず、各会計決算資料の36ページをお開き下さい。

簡易水道事業特別会計歳入歳出決算構成表にて、対前年度増減の大きいものについて説明させていただきます。

歳入の構成比は、款2使用料及び手数料で91.7%を占めております。歳入合計で26,769千円の減額になった主なものは、中札内村との共同施設であります、南札内浄水場の機器更新工事及び水道施設の中央監視装置の更新工事で、国庫負担金と村債の減でございます。歳出の構成比は、款

1 水道経営費で 81.1%、款 2 公債費で 18.9%となっております。歳出合計で 26,730 千円の減額になっております。歳入で説明いたしました、中札内村との共同施設であります南札内浄水場の機器更新工事に伴う負担金の減、それから水道施設中央監視装置工事の減でございます。次に 37 ページ、簡易水道事業の状況でございますが、(1)水道使用量の収入状況ですが、徴収率が 99.2%となっております。収入済額で前年度より 17 千円の減となっております。(2)の水道施設の現況につきましては、説明を省かせていただきます。それでは歳入の方から説明させていただきます。決算書 205 ページ、206 ページをお開き下さい。款 1 分担金及び負担金、予算現額 1,554 千円、収入済額 1,554 千円となっております。これは給水工事の負担金及び道道駒島更別線、これは南 1 線道路でございますけれども、その排水管の移設工事に伴う負担金でございます。款 2 使用料及び手数料、予算現額 41,125 千円、収入済額 40,879,800 円で収入未済額は 343,470 円となっております。項 1 使用料、目 1 水道使用料で、収入未済額は同額となっております。内訳につきましては、現年度分 31 件 206 千円。過年度分 5 件で 137,470 円、8 月 20 日現在で 154,200 円を徴収いたしまして残り 189,270 円が収入未済額となっております。引き続き収納に努めているものでございます。款 3 繰入金、予算現額 2,420 千円。収入済額 1,970 千円です。これについては説明を省略させていただきます。款 4 繰越金、予算現額 173 千円、収入済額 173,994 円でございます。これも説明は省略させていただきます。款 5 諸収入、予算現額 2 千円で収入済額はございません。

以上で歳入を終わらせていただきます。

次に歳出を説明させていただきます。

209 ページ、210 ページをお開き下さい。

款 1 水道経営費、予算現額 36,730 千円、支出済額 36,031,522 円、不用額は 698,478 円となっております。項 1 水道経営費、目 1 水道管理費の主な事業は、備考欄(1)水道施設維持管理費の 15 工事請負費と、18 備品購入費は 8 年で交換しますメーター器の取替え経費で、19 負担金補助及び交付金は、中札内共同施設の維持管理経費となっております。(4)の水道施設整備事業で 13 委託料は更別村簡易水道基本計画策定業務と 15 工事請負費は道道駒島更別線、これは南 1 線でございますけれども、その排水管の移設工事となっております。不用額の主なものは、節 11 需用費 408,332 円で、備考欄(1)水道施設維持管理経費の水道施設修繕費の執行残で、19 負担金補助及び交付金 180,764 円は、同じく(1)の水道施設維持管理経費の中札内共同管理負担金で水道施設の修繕費、これは南札内浄水場施設の修理費と同水管路の修理費でございますけれども、その執行残によるものでございます。次に 211 ページ、212 ページをお開き下さい。目 2 受水費は、十勝中部広域水道企業団からの受水に対する負担金でございます。款 2 公債費、予算現額 8,444 千円、支出済額 8,411,982 円です。説

明は省略させていただきます。款3 予備費、予算現額 100 千円、執行はございませんでした。

次に 213 ページをお開き下さい。

実質収支に関する調書で 1、歳入総額 44,578,661 円、2、歳出総額 44,443,504 円、3、歳入歳出差引額 135,157 円で実質収支額も同額の 135,157 円になっております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

議 長

説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議 長

以上で、簡易水道事業特別会計の質疑を終了いたします。

次に、216 ページから、公共下水道事業特別会計について、歳入歳出を一括して質疑に入ります。

補足説明を求めます。

三品建設水道課長

建設水道課長

それでは、平成 24 年度公共下水道事業特別会計の決算について補足説明をさせていただきます。

はじめに各会計決算資料の 38 ページをお開き下さい。

公共下水道事業特別会計歳入歳出決算構成にて、対前年度増減の大きいものについて説明させていただきます。歳入では款 1 分担金及び負担金で 4,391 千円の増は、下水道事業負担金で道道駒島更別線、これは南 1 線でございますけれども、人工のマンホールの改修工事と高規格道路関連で個別排水処理施設の移設工事の負担金によるものでございます。款 3 国庫支出金で、28,066 千円の減は二酸化炭素排出抑制対策事業で、浄化センターに太陽光発電システムの設置がなくなったことによるものでございます。款 4 繰入金で 14,684 千円の減は、基準繰出分が減ったことによるものでございます。款 7 村債で 30,300 千円の減は、款 3 国庫支出金と同じく二酸化炭素排出抑制対策事業で浄化センターに太陽光発電システムの設置がなくなったことによるものが主なものでございます。次に歳出では、款 1 総務費で 662 千円の増は、消費税は減になっているのでございますけれども、個別排水移設管理費で単価改定によりまして汚泥の運搬料が増えたことによるものが主な要因でございます。款 2 事業費で 53,025 千円の減は、二酸化炭素排出抑制対策事業で浄化センターに太陽光発電システムの設置がなくなったことによるものが主なものでございます。款 3 公債費で、16,024 千円の減は借入金の償還元金及び利子が減になったことによるものでございます。次に 39 ページ、特定環境保全公共下水道事業の状況、(1)使用料の収入状況ですが、徴収率は 99.4%と前年度と同じ徴収率になっております。収入済額では、前年度より 169 千円の増となっております。40 ページ、農業集落排水事業の状況で、(1)使用料の収入状況ですが、徴収率は 98.6%と前年度より 0.4 ポイント良くなっております。

収入済額では、前年度より 65 千円の減となっているところでございます。41 ページ、個別排水処理事業の状況で、(1) 使用料の収入状況ですが徴収率は 99.6%と前年度とほぼ同じ徴収率になっております。収入済額では前年度より 368 千円の増となっております。(2) 施設の現況の区分欄、左下なのですけれども、整備率で個別排水処理事業は平成 14 年度より着手いたしまして、整備を進めてまいりましたけれども、計画戸数 215 基に対しまして、平成 23 年度までに 141 基が整備されましたが、未だ 65%の整備率になっております。また、事業の実施時期が平成 23 年度までになっていることから、整備計画戸数を 255 基及び経過期間を 8 年間延長いたしまして平成 31 年度に計画を変更したところでございます。なお、特定環境保全公共下水道事業、それから農業集落排水事業の(2) 施設の現況につきましては、ご参照願いたいと思います。

それでは歳入から説明させていただきます。

216 ページ、217 ページをお開き下さい。

款 1 分担金及び負担金、予算現額 3,911 千円、収入済額 6,957,518 円となっております。項 2 負担金、目 1 下水道事業負担金で、備考欄、下水道施設移設工事負担金は、道道駒島更別線の南 1 線の人工マンホールの改修工事の負担金でございます。また、個別排水処理施設移設工事負担金は高規格道路関連によります、合併浄化槽の施設工事の負担金でございます。款 2 使用料及び手数料、予算現額 42,815 千円、収入済額 42,388,300 円で収入未済額は 245,620 円となっております。項 1 使用料、目 1 下水道使用料で収入未済額は 181,270 円で、内容につきましては、現年度分が 28 件で 144,050 円、過年度分が 4 件で 37,220 円でございます。8 月 20 日現在ですけれども、108,200 円を徴収いたしまして、残り 73,070 円が収入未済額となっているところでございまして、引き続き収納に努めているところでございます。目 2 農業集落排水施設使用料の収入未済額は 18,450 円で、内容は現年度分 2 件で 4,500 円、過年度分 3 件で 13,950 円となっており、8 月 20 日現在で 3 千円を徴収いたしまして、残り 15,450 円が収入未済額となっております。引き続き収納に努めているところでございます。目 3 個別排水処理施設使用料の収入未済額は 45,900 円で、内容ですけれども、現年度分 1 件で 45,900 円となっております。8 月 20 日現在ですけれども、未だ収入はございませんけれども、引き続き収納に努めてまいりたいと思っているところでございます。款 3 繰入金、予算現額 93,431 千円、収入済額 90,548 千円でございます。説明は省略させていただきます。款 4 繰越金、予算現額 164 千円、収入済額 164,405 円でございます。これも説明は省略させていただきます。218 ページ、219 ページをお開き下さい。款 5 諸収入、予算現額 793 千円。収入済額 791,158 円で、主なものは項 2 貸付金元利収入、目 1 水洗便所改造等資金預託金元利収入で、内容は 60 万円以上を上限に金融機関から個人が借り入れるため、3 分の 1 の預託金で年度末に精算するものでございます。款 6 村債、予算現

額 13,000 千円、収入済額 11,100 千円で個別排水処理施設の整備の事業分
でございます。以上で歳入を終わらせていただきます。

続きまして歳出に入らせていただきます。

220 ページ、221 ページをお開き下さい。

款 1 総務費、予算現額 59,150 千円、支出済額 57,025,503 円、不用額
2,124,497 円となっております。主な不用額は項 2 施設管理費、目 1 下水
道施設管理費で、節 11 需用費の 729,123 円は公共汚水枡の修繕費及び浄
化センター施設の修繕費の執行残となっております。節 16 原材料費の 200
千円は、補修用資材として予算を計算しておりましたけれども、購入がな
かったものによるものでございます。目 2 農業排水施設管理費で、節 11
需用費の 360,649 円は 222 ページ、223 ページの公共枡の修繕費及び処理
場の修繕費の執行残によるものでございます。目 3 個別排水施設管理費
で、節 11 需用費の 163,278 円は浸透枡の修繕費の執行残でございます。
また、12 の役務費の 337,600 円は汚泥運搬料の執行残とそれぞれなっ
ているところでございます。款 2 事業費、予算現額 23,134 千円、支出済額
23,101,027 円、不用額 32,973 円となっております。項 3 個別排水処理施
設整備費、目 1 個別排水処理施設整備費については、各部門別主要な施設
の成果及び予算執行の実績の概要の公共下水道事業特別会計建設事業調
の 7 ページにございますけれども 9 基の整備を図っているところでござ
います。224 ページ、225 ページをお開き下さい。款 3 公債費、予算現額
71,730 千円、支出済額 71,698,058 円、不用額 31,942 円で、長期債償還
元金と長期債の償還利子でございます。平成 24 年度で 71 本ありまして、
平成 21 年度が償還金のピークでありました。款 4 予備費、予算現額 100
千円で執行がなかったということで不用額は同額となっているところで
ございます。226 ページをお開き下さい。実質収支に関する調書で、1、
歳入総額 151,949,381 円、2 の歳出総額 151,824,588 円、3 の歳入歳出差
引額で 124,793 円、実質収支額も同額の 124,793 円になっているところで
ございます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

議 長

説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議 長

以上で、公共下水道事業特別会計の質疑を終了いたします。

特別会計について質疑を進めてまいりましたが、質疑の発言もれがあればうけたまわりたいと思います。

発言にあたりましては、会計名、ページ、項目、事業等を明らかにして
いただきますようお願いいたします。

質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議 長

以上で特別会計歳入歳出決算の質疑を終了いたします。

総務課長

続いて 227 ページ、財産に関する調書に入ります。

補足説明を求めます。

吉本総務課長

財産に関する調書についてご説明させていただきます。

227 ページになります。

公有財産台帳集計表からですが、1、土地の部、(1)行政財産では年度末現在高 14,298,174 m²で、前年に比べ 1,459 m²の増となっております。本庁舎 358 m²の減は、上更別車庫用地でグループホーム建設用地として売却しております。その他の行政財産、消防施設 113 m²の減はグループホーム建設用地として売却及び公営住宅用地に移動したものでございます。公用財産中、公営住宅 2,096 m²の増は消防施設から 77.07 m²と、普通財産その他から 2,018.64 m²を移動したものでございます。公園 36 m²の減は、すずらん団地公園の一部を普通財産に移動しております。札幌管区気象台の気象観測機器設置のため貸出をしている場所でございます。その他の施設 595 m²の減は、グループホーム建設用地と、院外薬局用地として売却したものが主なものでございます。山林(保安林) 12 m²の減は分筆錯誤によるものでございます。その他 477 m²の増は、保安林から分類替が主なものでございます。(2)普通財産では年度末現在高 2,683,538 m²で、前年度比較で 4,684 m²減となっております。宅地 1,896 m²の減はセオイの里 2 区画、コムニ団地 1 区画、グループホーム建設用地として売却、それから今の 3 つは減でございます。更別市街本通り 2 区画 793.7 m²の購入によるものが主なものでございます。山林 3,535 m²の増は、旧更南中学校跡地の一部を植林したことにより、その他から移動したものでございます。その他 6,323 m²の減は、グループホーム建設用地、旧駐在所用地など売却で 952.74 m²、行政財産へ移動分 2,018.64 m²、山林へ移動分 3,534.5 m²の減が主なものでございます。(2)の 1、山林は、立木の推定蓄積量は 5,493 m³増の 238,915 m³となっております。228、229 ページをお開き下さい。

2、建物の部でございます。木造欄ですが、行政財産本庁舎 61 m²の減は上更別車庫を土地と共に売却しております。公共用財産、公営住宅 632 m²の増は若葉団地 A 棟 4 戸、G 棟 4 戸を建設取得したことによるものでございます。その他の施設 68 m²の減は、定住化住宅、これは上更別 1 になりますけども土地と共に売却しております。普通財産 125 m²の増は建物を購入したものでございます。非木造ですが、中段の公営住宅 613 m²減は若葉団地 9 号棟 4 戸、10 号棟 4 戸、13 号棟 3 戸の物置を取り壊したことによるものでございます。木造と非木造合計で、19 m²増の 73,112 m²となっております。230 ページ、231 ページをお開き下さい。

3、基金につきましては、(1)土地開発基金から(12)介護保険事業基金まで集計欄、土地開発基金一般会計特別会計の基金総額は、5,056,583,232 円となっております。決算年度中増減高 379,047,939 円には、平成 24 年 4 月から 5 月の出納整理期間中に積立金 369,259,030 円と、取崩分 421,430 円を含んでおり

ます。前年度比較で 387,029,475 円の増となりました。なお、各基金の詳細につきましては、別紙の平成 24 年度基金管理運用状況調も提出させていただいておりますのでご参照願います。232 ページ、233 ページをお開き下さい。4、有価証券では十勝テレホンネットワーク（株）の解散により、50 千円の減となっております。5、出資による権利では、出資金で十勝中部広域水道企業団の 2,550 千円は、事業実施に伴う償還分を出資したことによる増となっております。出捐金の増減はありません。決算年度末現在高 208,525,536 円となっております。6、その他で北海道備荒資金組合納付金状況は、普通納付金で 6,340,950 円の増は、新規納付 5,000 千円、利息配当で 1,345,945 円となっております。なお、普通納付金の上限額は 150,000 千円となっております。超過納付金 102,821,049 円の増は、新規納付 100,000 千円、利息配当で 2,821,049 円となっております。決算年度末現在高 562,768,258 円となっております。234 ページをお開き下さい。7、物品ですが、区分欄で試験及び測定器で血糖値測定器 1 台購入による増、車輛で乗用車 1 台増となっております。雑機械及び器具でマッサージチェア 1 台購入、診療所電子カルテレセプトコンピュータ更新に関連にする機器類の増減、それから水中ロボット 1 台購入で差引 1 台減となっております。8、無体財産権は異動がございません。区分の著作権 11 につきましては、北海道電子自治体共同開発協議会の共同システム開発プログラム一式でございます。

以上で説明を終了させていただきます。

議 長

説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

（ありませんの声あり）

議 長

以上で、財産に関する調書の質疑を終了いたします。

これから、認定第 1 号、一般会計歳入歳出決算認定の件について討論を行います。

討論の発言を許します。

（原案賛成の声あり）

議 長

これで討論を終わります。

これから、本件について採決を行います。

認定第 1 号は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議 長

異議なしと認めます。

したがって、認定第 1 号については認定することに決定しました。

次に、認定第 2 号、国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件について討論を行います。

討論の発言を許します。

（原案賛成の声あり）

議 長

これで討論を終わります。

議	長	<p>これから、本件について採決を行います。</p> <p>認定第2号は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、認定第2号については認定することに決定しました。</p> <p>次に、認定第3号、後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件について討論を行います。</p> <p>討論の発言を許します。</p> <p>(原案賛成の声あり)</p>
議	長	<p>これで討論を終わります。</p> <p>これから、本件について採決を行います。</p> <p>認定第3号は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、認定第3号については認定することに決定しました。</p> <p>次に、認定第4号、介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件について討論を行います。</p> <p>討論の発言を許します。</p> <p>(原案賛成の声あり)</p>
議	長	<p>これで討論を終わります。</p> <p>これから、本件について採決を行います。</p> <p>認定第4号は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、認定第4号については認定することに決定しました。</p> <p>次に、認定第5号、簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件について討論を行います。</p> <p>討論の発言を許します。</p> <p>(原案賛成の声あり)</p>
議	長	<p>これで討論を終わります。</p> <p>これから、本件について採決を行います。</p> <p>認定第5号は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、認定第5号については認定することに決定しました。</p> <p>次に、認定第6号、公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件について討論を行います。</p> <p>討論の発言を許します。</p> <p>(原案賛成の声あり)</p>
議	長	<p>これで討論を終わります。</p>

議
議
議

長
長
長

これから、本件について採決を行います。
認定第6号は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。
したがって、認定第6号については認定することに決定しました。
おはかりいたします。

議事の都合により9月13日から9月18日までの6日間休会いたしたい
と思います。

これにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。
したがって、9月13日から9月18日までの6日間休会することに決定
しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。
本日は、これをもって、散会いたします。

(15時05分)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 25 年 9 月 12 日

更別村議会議長 木 山 幸 則

同 議員 堂 場 聰 志

同 議員 本 多 芳 宏